

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会
「水道水質・衛生管理小委員会（第2回）」
及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境
基準小委員会（第2回）」（合同開催）

令和7年4月25日

環境省水・大気環境局

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会

「水道水質・衛生管理小委員会（第2回）」及び

「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会（第2回）」（合同開催）

1. 開会

2. 議題

- （1）水道水におけるPFOS及びPFOA等に関する検討について
- （2）公共用水域及び地下水におけるPFOS及びPFOAに関する検討について
- （3）その他

3. 閉会

配布資料

資料1－1 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 水道水質・衛生管理小委員会
委員員名簿

資料1－2 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 人の健康の保護に関する水環境基準小委員会 委員名簿

資料2 「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」等に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

資料3－1 水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告）（案）

資料3－2 水道水におけるPFOS及びPFOA以外のPFASの位置づけ等について（案）

資料4 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告）（案）

参考資料1 「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」等に関する御意見の募集について

参考資料2 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAの測定結果（令和5年度）

参考資料3 「PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」の公募について（報道発表資料）

午前１０時００分 開会

【渡辺補佐】 それでは定刻となりましたので、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会「水道水質・衛生管理小委員会（第２回）」及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会（第２回）」合同会議を開会いたします。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、WEBでの併用開催であり、Y o u T u b e の環境省環境管理課公式動画チャンネルで同時配信をしております。

WEB会議でのご参加に当たりまして、何点かご協力をお願いいたします。

通信環境の負荷低減のため、カメラの映像は原則オフ、ご発言の際以外はマイクの設定をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される場合には、お名前の横にある手の形のアイコン、挙手ボタンをクリックしてください。また、発言を終えられましたら、ボタンを再度クリックして、挙手を解除いただきますようお願いいたします。

なお、ご発言の際は、議事録の円滑な記録のため、お名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

通信トラブル等何かございましたら、右下にチャットの欄がございますので、ご記入いただき、事務局までお知らせください。

それでは、初めに、環境省水・大気環境局審議官の伯野よりご挨拶申し上げます。

【伯野審議官】 環境省の審議官の伯野でございます。

本日は大変ご多忙の中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より水環境行政の推進にご理解、ご協力、ご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

前回の合同会議では、水道水環境におけるPFOS・PFOAの取扱いの方向性についてご審議いただきまして、概ねご了承いただいたことから、環境省では2月の下旬から3月下旬までパブリックコメントの手続を実施したところでございます。本日はそのご意見の概要をご紹介させていただき、またご意見に対する考え方をご説明させていただければというふうに考えております。

前回に引き続きまして、本日は水道水質・衛生管理小委員会と人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会の合同会議として、水道、水環境それぞれの報告案につきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、様々な観点からご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【渡辺補佐】 次に、資料の確認に移ります。事前にメールでご案内いたしましたとおり、議事次第のほか、資料１の委員名簿、資料２、３、４、参考資料１から３及び内閣府食品安全委員会の提出資料となっております。もし不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、委員のご紹介につきましては、資料１の名簿の配付をもって代えさせていただきます。

なお、人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会の浅利委員、大塚委員、小池委員からは、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。水道水質・衛生管理小委員会については１３名全員、人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会については１２名のうち９名の出席をいただいております、いずれも定足数を満たしていることを確認しております。

また、本日は、関係行政機関として、内閣府食品安全委員会事務局にご出席いただいております。

報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りは会議の冒頭のみとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の委員からの差配については、水道の内容である議題（１）は松井委員長に、公共用水域及び地下水の内容である議題（２）は鈴木委員長にお願いいたします。

それでは、議題（１）につきまして、松井委員長、よろしくお願いいたします。

【松井委員長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題（１）水道水におけるPFOS及びPFOA等に関する検討についてでございます。まずは事務局からご説明をお願いします。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 水道水質・衛生管理室の柳田より説明をさせていただきます。

この議題（１）では、若干複雑ではありますが、資料２に別紙１と別紙２がありますが、そのうちの別紙１、その後、資料３－１及び３－２に基づいて説明をさせていただきます。

まず、資料２が先ほど審議官の挨拶にもございましたとおり、パブリックコメントの結果ということでございます。これは、現時点版ということでございまして、また本日説明させていただきますが、いろいろご意見等いただきまして、また必要があれば修正等を行いまして、最

終的な確定版というふうにさせていただければというふうに考えているところでございます。

まず、表紙のほうでございますけれども、パブリックコメントを今年の2月26日から3月27日までの30日間実施いたしまして、電子政府の総合窓口e-Govの報道発表資料で告知したところでございます。意見の提出につきましては、このe-Govの意見提出フォームと郵送ということでございまして、意見の総数といたしましては、このe-Gov、メールになりますが、これが1,080件、あとは郵送が1,654件、合計2,734件となりました。概要と考え方につきましては、3ページ目以降になりますので、まず水道のほう、別紙1をご覧くださいいただければと思います。

まず、ご意見の概要といたしまして、耐容一日摂取量(TDI)について、幾つかいろいろご意見をいただきました。ここにいろいろありますけれども、個別こういった論文に対して、こういったものを採用したり、こういったものを評価に反映させてほしいというようなご意見をいただきました。

また、4ページ目のほうになりますけれども、上から三つ目の点です。あとは2024年9月の信州大学が発表したもの等も踏まえております。

あとは、その下が食品安全委員会が実施した参照文献が大量に追加・除外されているということが判明して、信頼性がないというようなご意見、あとはそういったような感じのご意見が出ておりまして、評価のやり直しを求めるとか、あとは環境省が自らリスク評価を行うべきといったご意見がございました。

これに対する考え方につきましては、報告案でも示しておりますけれども、PFOS・PFOAにおける毒性評価につきましては、内閣府食品安全委員会におきまして、各国・各機関が参照した様々な知見も含めて評価がなされて、昨年6月に評価書が取りまとめられたということございまして、この評価書では、現時点での科学的知見に基づくと動物実験の結果から算出した健康影響に関する指標値としてTDI、これがPFOS、PFOAいずれも20ng/kg体重/日とすることが妥当と判断されたところでございます。

この評価書におきましては、「まずは、今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかにとられることが重要である」とされており、このTDIを基に基準値案を設定したところでございます。

この信州大学のエコチル調査について、先ほどちょっと述べさせていただきましたが、これは、食品安全委員会の評価書の取りまとめ以降に出された論文でございますので、これ自体は評価書には含まれておりませんが、今後、食品安全委員会の新たな知見に基づき評価がなされ

た場合には、水道水質基準の見直しに生かしてまいりたいと考えております。

食品安全委員会の評価に関するご意見、これについては本件の意見募集の対象外となりますが、この評価書については、ウェブサイトにも考え方も含めて、Q & Aに説明がありますので参照くださいというふうにしているところでございます。

次が、5 ページ目の基準値についてというところでございます。

今回、50ng/L という案を出しているところでございますが、基準が緩いのではないかとか、アメリカとか欧州並みにすべきではないかというご意見がいろいろ出されたところでございます。

今回、この水質基準値の案は、一生涯摂取し続けても人の健康に影響がないとされるT D I というのを基に定めております。T D I に関しては、1 番目の先ほどにも記載しているところでございますが、計算方法、4 ページ目以降になりますと、例えば寄与率だとか、体重とか、そういったご意見についてもございますけれども、具体的にはT D I 20ng/kg 体重/日に、体重 50 kg、1 日 2L 摂取で、割当率 10%というところで 50ng/L というふうに計算しております。この計算方法は、WHO等が飲料水の水質基準設定に当たって広く採用している方法というものをご基本としておりまして、諸外国等においても同様の考え方で設定しております。日本の体重 50 kgというのは、海外と比較しても低い数字でありますし、この摂取量全体に占める水道水からの寄与を占める割当率もWHOでは 20%となっておりますが、それよりも低い 10%としているところでございます。

食品安全委員会により示されたT D I、これはP F O S、P F O A、それぞれの値でありまして、計算上それぞれ基準値を 50ng/L とすることも考えられますけれども、安全側を見て合算値として 50ng/L と設定しているところでございます。

いろいろ日本の基準は緩いのではないかというご意見をいろいろいただいておりますけれども、今回の報告案におきましても、引き続き、国内外における毒性評価や目標値等の今後の検討状況等について注視する必要がある、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて見直しを検討することとするというふうにしているところでございますので、今後、知見が集まってくれば、また見直しを検討するということになるというふうに我々としては考えているところでございます。

次に7 ページ目に入りますが、3、合算の考え方ということでございますけれども、合算について、何で合算にするのかというようなご意見、あとは、同時摂取についての毒性評価の必要があるのではないかとということでございますが、考え方といたしましては、今回の評価書の

中でともに生殖発生への影響をエンドポイントとしているということ、環境中でも検出されている例もあると。これも報告案にも記載されておりますけれども、そういったことから、安全側を見て 50ng/L としているものでございます。同時摂取による影響、これは明らかにはなっておりませんけれども、今後知見の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

あとは、4番目が合算に関する表記ということでございます。報告案のP6ということと別紙1-2というのは、報告案を踏まえたパブコメで改正概要というものを出したところでございますけれども、PFOS及びPFOAが基準値の5分の1というのが、和であるということが分かりにくいというふうなご意見がありましたので、これにつきましては、ご指摘を踏まえて、報告案につきましては、PFOS及びPFOAの合算値が基準値の5分の1というふうに修正させていただければというふうに考えております。

5番目は検査についてでございますけど、分析について、高価なLC/MS/MSという分析が必要になるので、外部委託を可能としてはどうかというご意見でございます。

これにつきまして、水道事業者につきましては、地方公共団体の機関や登録を受けた者に検査を委託することが可能であります。この登録を受けた者、登録水質検査機関でございますけれども、水道法第20条4の規定ですと、登録を受ける要件として、水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであることとありますので、装置の配備が必要であるというふうに考えているところでございます。

8ページ目にまいりまして、検査頻度について、これについてもいろいろご意見がございました。大きく見ますと、まず検査の頻度が少ないのではないかとといったご意見。また、取水側、原水の検査もすべきではないかと。あとは、緩和の考え方をもう少し教えてほしいというようなご意見が主にございました。

まず、検査頻度が少ないのではないかとというようなご意見に対してですけれども、もちろん検査頻度につきましては、水道事業にとってリスク管理を適切に行うということが第一ですけれども、同時に過度の負担を避けるという観点もございます。考え方につきましては、報告案にも記載されておりますが、概ね3か月に1回以上検査を行えば、概ね1か月に1回以上の検査と同等の成績が得られるというふうに考えられておりまして、ほかの有機化合物と同様、PFOS、PFOAも3か月に1回以上の検査頻度とすることが妥当と考えております。

じゃあ、そこだけでいいのかという話もありますが、水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行わなければならないということになりますので、そういう何か問題がありそうときにはきちんと検査をすることで、リスク管理が

適切になされるというふうに考えております。

また、原水の検査につきましては、基本的には水道事業者等は給水栓での水質、これは水質基準を満たす必要がありますけれども、適切な水質管理の観点から、原水についても測定を実施することを推奨しております。実際やっているところも多く存在していますということでございます。

検査頻度の軽減につきましては、これは報告案のほうにもありますが、基本的な考え方としては、まずは施行前にPFOS及びPFOAの水質検査を一度でも行って、その結果からPFOS及びPFOAが検出される可能性が小さいということが説明できる場合には6か月に1回以上に軽減できるということ、さらにその検査と併せて原水並びに水源及びその周辺の状況を確認して、さらに検出のおそれが高いということが確認できる場合には、1年に1回以上に軽減するというところを考慮しているところでございます。

もちろんこの報告案にもありますが、PFOS及びPFOAの合算値が基準値の5分の1を超える場合には、3か月に1回以上になるということでございます。こういったところから、リスク管理が適切になされるというふうに考えております。

周辺の状況、近傍の地域の範囲というのが、なかなか地域の実情によって異なるということもありますので、各水道事業者等において妥当と考えられる範囲を選定していただくということを考えております。

また、全量受水のほうにつきましては、受水元の水質検査で、PFOS及びPFOAの合算値が年間を通じて基準値の5分の1以下であることが明らかということ、また自らの検査によって、送水施設、排水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合には、自らが実施する検査を省略するというところを考慮しておりますが、その具体的な方法、これも各水道事業者等にご判断いただくということでございます。

もちろんこれも5分の1を超える場合には、自ら実施して3か月1回以上というふうになりますといったところで、リスク管理が適切になされるというふうに考えております。

検査の頻度減の対象の中で、今回、専用水道や簡易水道、こういったものにつきましては、軽減というところを記載しておりますが、上水道事業や水道用水供給事業を除外するのはなぜかとか、あとは処理工程の有無によって考慮されないのかというようなご意見がありましたが、これは、報告案にも書いておりますけれども、特に小規模な水道事業者にとっての検査が費用負担になるという可能性があるということや、あとは簡易水道事業において、やっぱり検査費用が負担になるという回答が多かったこと、あとは実際に不検出や5 ng/L 以下の割合が多か

ったというところを考慮して、検査頻度を軽減できるというふうに整理したところでございます。

最後 10 ページ目になりますけど、浄水場事業だとか、水道用水供給事業、これにおきましては、水道法施行規則で規定していますので、例えば過去 3 年間における検査結果が全て基準値の 5 分の 1 以下であれば、検査回数を概ね 1 年に 1 回以上とするというふうに、全く軽減措置がないわけではなくて、検出状況を見て減らせることができるというふうにしております。

8 番、9 番は検査方法の話でございますが、この検査につきましては、回数減の期間算定に使用する一定の方法、これについての条件については、引き続き検討していきたいということで実際の施行をされた後の検査方法、これにつきましても引き続き検討していきたいと考えています。

10 番目、基準超過時の対応ということでございますが、どうやるかということでございます。水質基準を超過した場合には、直ちに原因究明を行うということになります。国土交通省の取りまとめた対応事例なども参考に、低減対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保する必要があり、基準超過が見られ、適切な措置が行われないまま給水が継続された場合には罰則を受ける可能性があるとしております。

あとは、基準超過の際には、報告案にもございますとおり、水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え、これに基づいて、利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続するという対応も考えられるということでございます。

あとは、浄水器に対する意見もありましたが、各家庭への浄水器の配備等については、水道事業者の判断によるということになりますし、あと別添 4 の調査結果の修正というのは、なかなか難しいというふうに考えております。

施行時期につきましては、令和 8 年 4 月では遅いのではないかなというようなこと、あと、支持するという意見もありました。そういった形のご意見、あとは、なるべく専用水道等については段階的に設定していただきたいということでございますけれども、やっぱりなるべく早く対応していただくのと、ただ一方で、水道事業者の対策等もございますので、施行日は令和 8 年 4 月ということでございます。

施行前においても、将来にわたり安全性の確保に万全を期すという見地から、水質基準項目に準じて検査を行っていただきたいということで、こういう検査をしていない水道事業者等に対して国土交通省さんと連名で事務連絡を発出して、検査を実施するように要請したところでございます。

12 番以降は、直接今回の報告案ではないんですけれども、簡単にご説明させていただきますと、その他のPFASについてもいろいろご意見をいただきました。今回PFOS、PFOA以外の有機フッ素化合物は意見募集の対象にはしていないんですけれども、国内の検出状況や諸外国の動向を踏まえて、後でまた説明させていただきますが、八つの物質を要検討項目として位置づけ、知見の収集に努めるということ。今後そういった国際的な動向だとか、検出状況、リスク管理の方策等に関する知見を収集し、適宜見直してまいりますというふうにしております。

あとは、13 番でございますが、こちらは少し関係していましたが、PFOS及びPFOAの半減期を記載すべきというご意見がありましたので、別添1で基礎的情報の中にPFOS及びPFOAの分解性に関する情報を追加させていただきたいと考えております。

あとは、住民不安だとか、PFAS管理、取水制限といったようなご意見が出ております。住民不安については、例えば実際には、水質、現在の暫定目標値ということでございますけど、水質基準に準じた検査等の実施に努めて、水質管理に活用しているというようなところ、さらに今回水質基準化を進めるということになります。それ以外の有機フッ素化合物を先ほど申しましたとおり、八つの物質を要検討項目と位置づけているということ、あとは、環境省ではPFOS及びPFOAに関するQ&A集とか、リーフレットを活用しつつ、こういった丁寧なリスクコミュニケーションなどの取組を進めて不安の解消に努めていきたいと考えております。

後半のPFAS管理等につきましては、若干環境に関する内容になりますので、別紙2のほうに記載しております。取水制限については、一定のルールが必要なのではないかということですが、ここは各水道事業者が総合的に判断いただくとしていただいております。

17 番、18 番、分析に関する話でございますが、定量下限の考え方とか、合算の考え方ということでございますけれども、それぞれ合算項目の定量下限値については、各成分が基準値等の10分の1以下の濃度となるよう設定するということと、あと妥当性ガイドラインの考え方を示しているということ。合算処理につきましては、17 番の回答のとおり、各成分が基準値等の10分の1以下の濃度になるように設定するということでございますので、合算値はそれぞれ定量した後に合算するということを予定しているということ。各濃度を把握するということが、前回も委員の先生からもご意見がございましたけれども、PFOS、PFOAは合算値で50 ということでございますが、各濃度を把握するということは、検出原因の把握とか水処理への利活用につながる可能性がありますので、それぞれの測定結果の管理もお願いしているところでございます。

健康調査は後ほど説明ということで、あと 20 番とか、21 番、検査の実施や水質検査についてということもございまして、あと 22 番の検査費用でございしますが、検査費用を支援してくれないかというようなところでもございますが、検査費用は水道料金で賄っていただくということになります。登録を受けた登録水質検査機関に水質検査を委託するということが可能ですので、水道事業者におかれては、機器を導入すべきか、委託すべきか検討をいただければと考えております。

また、浄水処理技術といたしましては、参考にさせていただきます。

あと、井戸水につきましても、基準項目に指定し、対策の義務づけを行うということでございますが、飲用井戸は水道法の規制対象外ではありますが、報告案にも記載しておりますとおり、飲用井戸等衛生対策要領の実施について、見直しを検討していきますと。

あとは、本当にそれ以外、水道以外のところもいろいろ出ておりますので、これにつきましては、関係者にご意見を共有するとともに、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えております。

最後、e-Gov の中で、今回のパブコメ期間中、オンラインでのシステムエラーにより送信が不可能だった期間があったということでもございましたが、長期間にわたり意見提出ができない等の不具合が確認された場合には、必要に応じ対応を検討します。ただ、今回長時間にわたって意見提出ができないという状況は確認されなかったというふうにしているところでございます。

すみません、ちょっと長くなってしまいましたが、私からは一旦以上でございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。ただいま事務局の柳田室長より、パブリックコメントの結果について説明がありましたが、ご意見の中には、食品安全委員会の評価の手続についてのものがありました。これについては、国会でも議論があると聞いておりますけれども、本日は食品安全委員会にご出席いただいておりますので、これに関してご説明をいただければと思います。

なお、この場合は食品安全委員会の評価の内容の見直しを議論する場ではございませんので、その点は委員の皆様方、ご理解いただければと思います。

それでは、食品安全委員会の事務局からご説明をお願いいたします。

【食品安全委員会】 食品安全委員会でございます。

食品安全委員会における汚染物質の評価の方法について、ご存じない方の間で一部誤解があるようでもございますけれども、PFAS の評価は科学的に、また適正な方法及びプロセスによ

って行われてございます。当局に係るコメントを踏まえまして、評価プロセス等についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料に基づいて、ご説明させていただきたいと思います。今、ご覧いただいておりますP F A Sのリスク評価における文献選定及びその利用についてということでございます。まず、資料の一番上にございます外部委託された調査事業についてでございます。汚染物質は、農薬等の評価と違いまして、国際的に決まった評価用のデータセットの提出がございません。そのため、汚染物質の評価におきましては、文献を収集して、それを基に検討を進めることが、この分野におきまして一般的な手法となっております。

化学物質評価研究機構が実施しました調査事業での文献収集、選定作業は、短期間で大量の文献の選別を行うため、海外評価で根拠とされた文献、またデータベースで検索した文献等3,000あまりの文献を収集しまして、その後、選定におきましてはアブストラクト、つまり概要を用いましての確認ということで実施され、257報というふうに絞り込まれてございます。

次に、ページの中ほどをご覧くださいますと、食品安全委員会、具体的にはP F A Sワーキンググループにおける食品健康影響評価のプロセスについて、ご説明をさせていただきます。ワーキンググループにおける評価書の作成についてでございます。ワーキンググループでは、調査事業で収集した文献のほかに、海外の評価書で指標値の基となりました文献などにもかかわらず、調査事業における収集選定から漏れてしまった、そういった重要な文献も追加した上で、それらを各担当分野に分けて、専門分野の専門委員・専門参考人の先生方がそれぞれ担当分野の文献につきまして、全文を精査していただいております。その後は、精査した文献セットをベースにしまして、分野ごとに担当の専門委員・専門参考人が評価書案を作成いただき、できた分野から順番にワーキンググループで議論いただいております。

評価書案の作成段階でも不足している文献につきましては、専門家が文献調査等を行い、追加されることはございます。専門委員が調査して追加した文献につきましても、精査するときのポイント例にあるような観点で、内容を確認しながら分野ごとに評価書が作成されるということになってございます。

各分野の評価書案が取りまとまった段階で、統合版を作成しております。本文に対応する文献につきましては、重複文献を除外した上で、参照文献リスト案として評価書末尾に添付されてございます。

以上のように、作成された評価書には、本文に対応する参考文献リストがリスト化されてございます。

しかし、この評価書に対応する文献リストは、調査事業で収集選定された検討開始当時の基礎文献リストとは異なります。直接比較する意味はないとは思われますけれども、P F A S の評価書のケースでは、結果的に数が類似しているということから、調査事業から提供を受けた文献と最終的な参考文献との間で差し替えが行われたのではないかという指摘が、一部なされているところでございます。

2 ページ目をご覧ください。

こちらは、P F A S と同様に汚染物質に関する調査事業を用いて、初期検討用資料の文献を調査選定し、これを用いてワーキングにおいて評価書が作られてきたこれまでの例をお示ししてございます。近年の汚染物質に係る評価書の作成におきましては、調査事業として外部委託して選定された文献は、全てワーキンググループにおいて文献の全文を精査してございますが、最終的な評価書における採用率は、必ずしも多いというものではございません。最大でも50%程度というふうになってございます。

P F A S につきましても、これまでの汚染物質の評価事例と同じく、評価書作成の過程で不足しておりました文献を専門家の判断で追加した上で評価書案が作成されまして、最終的には、評価に用いた全ての文献の半分以上がワーキングの先生方の専門家の手で追加されていることが分かるかと思います。

以上、不適切な文献の差し替えが行われたとの指摘もございますが、これまでご説明させていただきましたとおり、P F A S の評価書作成におきましては、これまでどおりの適切なプロセスを経て作成されたものでございます。

説明は以上でございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの食品安全委員会の評価に関する説明の内容につきまして、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。よろしいですか。

どうぞ。

【松本（津）臨時委員】 主婦連、松本と申しますが、よろしいでしょうか。

【松井委員長】 お願いします。

【松本（津）臨時委員】 資料2のほうの質問でもよろしいでしょうか。

【食品安全委員会】 よろしく申し上げます。

【松本（津）臨時委員】 パブリックコメントのまとめをありがとうございました。大量で大変だったと思います。

中身の話ではありませんが、No.18 と 22 の回答について、。

【食品安全委員会】 すみません、食品安全委員会へのご質問でしょうか。

【松本（津）臨時委員】 食品安全委員会ではないです。すみません。後で構いません。

【松井委員長】 食品安全委員会の事務局の方は時間が限られていますので、まずは食品安全委員会の評価に関して、質問を受けたいと思います。

何かございますか。よろしいでしょうか。

（なし）

【松井委員長】 それでは、ありがとうございました。これで食品安全委員会への質疑を終了いたします。

【食品安全委員会】 ありがとうございました。失礼いたします。

【松井委員長】 それでは引き続き、パブリックコメントの意見に対する考え方について、ご質問等いただければと思います。よろしくお願いします。

ただいま発言がありましたのは松本様でしたでしょうか、お願いします。

【松本（津）臨時委員】 申し訳ありませんでした。18 と 22 の回答ですが、18 が「管理も併せてお願いします」で終わっていて、22 番のほうは「御検討ください」というふうになっておりますけれども、恐らく書き手は誰がコメントしてきたかをご存じで、そのようにお書きになったと思いますが、一般的な質問に対しての回答ということで普通の人は読みますので、参照してくださいというような内容であれば理解できますが、「お願いします」ですとか、「検討してください」という投げかけが、パブリックコメントに対しての回答として、表現上よいのかどうかはご一考いただきたいと思います。

以上です。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。回答の最後の言い方がパブリックコメントの回答としてふさわしいかどうかという観点から、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

【松井委員長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

【山村専門委員】 中央大学の山村ですが、よろしいでしょうか。

【松井委員長】 山村委員、お願いします。

【山村専門委員】 コメントありがとうございました。私のほうでは、8 番と 9 番について教えていただきたいんですが、検査方法について、結構いろいろと質問があったという点でいくと、来年度に濃度を測るといった方法について、かなり水道事業体のほうで、不安というか不

明な点が多くて、準備に大変なのかなというふうに思っております。

今まで、大きな事業体ではPFOS、PFOAを含めて、いろんな物質を分析してきた方法が、データとして使ってもいいのかといったことを、この来年度のルールを開始するに当たって、非常に重要になるのかなというふうに思っています。

ここでは、結果が出た段階で速やかに公表するということなのですが、どのぐらいの時期に結果が出るかみたいなのところとか、あと来年度の4月までには出るのかとか、それ以降になるのかみたいなのところの大体の感覚がもしあれば、ここで書くか、もしくはここで教えていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。検査方法につきましては、施行が来年4月ですので、それよりも前に出していくということでございます。それにつきましても、ある程度、案が固まった段階で、これもパブリックコメントの手続をかけて、こういった形で考えていくという方針を示していきたいというふうに考えております。具体的に何月というのは、なかなか言えないんですけれども、当然そういった検査は準備期間等もございますので、なるべく早くやっていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは、一定の方法というところなんですけれども、現在、通知法ということで、告示に基づくものではないんですけれども、今の暫定目標値について、こういう方向でやってはどうかというようなやり方みたいなものを示しているところでございますので、そういったものが基本になるのかなというふうには考えているところでございます。

すみません、現段階で今はつきり申し上げられるのは、これぐらいということになります。

【山村専門委員】 ありがとうございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。今のご質問に関して、何か追加で情報提供いただけることがあればお願いしたいと思います。

どうぞ。

【清塚専門委員】 情報提供ではなくて意見なんですけど、できるだけ水道事業体でも小さいところがございますので、簡便で安いような方法をぜひ入れていただければ、検査の費用の負担も楽になるのかなというのがありますので、意見として言わせていただきます。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。検査方法の中で、ご意見の中に、告示法に直接導入法を掲載してほしいという意見が出ておりますので、それが採用できるかどうかと、やっぱりPFOS、PFOAの検査は微量ですので、また精度が求められるというこ

とになりますので、簡易でちゃんと精度が得られるかというところがやっぱり鍵になるかとは思いますが、そういったところも含めて、検査方法をどうするかというところは考えていきたいとは考えております。

【松井委員長】 どうぞ、小林委員。

【小林（憲）専門委員】 国立衛研の小林です。

論点を少し明確にさせていただきたいのですが、山村委員から質問があった件は、告示法としてどういう方法が出るかという話以外に、例えば今の通知法が、一定の方法として認められるかということも含んでいるのではないかと思います。柳田室長の話は告示法をどういう方法にしていくか、簡便な方法にするか、またいつそれが発出できるかという話で、それに関しては、確かに発出時期を明らかにすることは現段階では難しいと思うのですが、今の通知法が使えるのかどうかという点に関しては、現段階でも言及できるのではないかと思います。

通知法に関しては、特に問題がないのであれば、通知法どおりに試験をしている場合、これを一定の方法として見なせるということと言えるのではないかなと思いましたので、二つの話に分けて考えたほうがよろしいのではないかなと思って、コメントさせていただきました。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。整理いただきまして、ありがとうございます。

まず8番目の一定の方法というのは、これは当然これまでやったという話ですので、そこについて、今の出している通知法であれば、そこは一定の方法になるというふうには考えてはいます。そのほかはどうかというところは、また検討の余地があると思いますけれども、少なくとも、そういうふうには考えております。

それを加えた検査方法については、今現在、検討中でございますので、これについては結論が出た段階で、これについても速やかにまず案の形で公表していきたいというふうに考えております。

【小林（憲）専門委員】 私の認識としては、通知法に関しても見直しが必要ということで、現在環境省の検査法検討会で議論されているところですが、通知法では濃度を過小評価する危険性がないのであれば、通知法を一定の方法として使うことに問題はないと思っています。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。そうしましたら、例えば8番目のところの回答に、その旨を記載しておくというふうにしておくと、これを見た人がそうだなというふうに理解していただけたと思いますので、そういう方向で検討させていただければと思います。

【松井委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。オンラインの方もよろしいでしょうか。よろしいですか。

(なし)

【松井委員長】 ありがとうございます。それでは、資料の3-1についての説明をいただくことにしたいと思います。事務局からお願いします。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 それでは、引き続きまして、資料3-1について、説明させていただきますと思います。

水道における水質基準等の見直しについての第1次報告案でございますけれども、パブリックコメントのご意見等も踏まえまして、一部修正を行ったところでございます。詳細につきましては、前回2月6日のときにも説明させていただいておりますので、詳細は割愛させていただきます。変更点のところを説明させていただければと思います。

まず、報告案の6ページ目になります。

先ほど、ご意見がありまして、PFOS及びPFOAが基準値の5分の1だと分かりにくいということでしたので、これはPFOS及びPFOAの合算値が基準値の5分の1というふうにしております。これが2か所ございます。

それと、10ページ目になりますけれども、半減期を記載すべきというご意見がございましたので、基礎的情報の付表1、さらに付表2ということで、PFOS及びPFOAの分解性というものを追加させていただいたところでございます。修正点は以上2か所でございます。

簡単ですが、資料3-1については以上でございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。それでは資料の3-1につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

よろしいですか。

前回の委員会でもほとんど見ていただいておりますので。

(なし)

【松井委員長】 それでは、資料3-1の内容を本委員会の報告としてまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松井委員長】 ありがとうございます。

また、パブリックコメントの結果につきましては、先ほどNo.8について記載を追加していただくとの回答をいただきましたので、そのようにご検討いただければと思います。

ありがとうございます。

それでは続きまして、資料３－２について、事務局から説明をお願いします。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 それでは、資料３－２の、水道水におけるPFOS及びPFOA以外のPFASの位置づけ等についてというところでございます。

これにつきましては、これも前回の２月６日の小委員会で説明させていただきましたけれども、方向性としては概ねご了解いただいたというふうに理解しております。８物質を要検討項目に位置づけるということについては、了解をいただいたということですが、前回、名称についてご意見が出されたということですので、事務局のほうで名称を再検討させていただきまして、前はPFAS群という形でお示しをさせていただいたところですが、これを要検討PFASということで、要検討項目であるということを明示するような形で、名称をつけさせていただきました。

なので、名称といたしましては、内容の変更といたしましては、PFAS群というところを要検討PFASというふうに修正しているというところが修正点というところでございます。

説明は簡単ですが、一応念のため申し上げますと、要検討PFASというふうに位置づける物質といたしましては、３ページ目の上のほうに書いてありますけれども、PFBS、PFHxS、これは今も要検討項目でございまして、あとはPFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DAの８物質でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。それでは資料３－２について、ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問があれば、お願いします。

どうぞ。

【古川専門委員】 PFOS、PFOA以外のPFASに関しまして、８物質の名称については、水道法上の要検討項目ゆえに要検討PFASとの提案と、よく理解させていただきました。この中には、POPs条約の廃絶対象となっておりますPFHxSや、廃絶対象として検討中のPFNA以外にもリスク度が異なる化合物が入っていると思われます。過度な不安や、風評被害を起こさないように、政府におかれましても、国民に対する丁寧な説明と情報発信をお願いしたいと思っております。

また、当該８物質全ての毒性評価は、いまだ定まっておらず、資料中に記載いただいているとおり、科学的知見の充実は不可欠であると認識をしております。国際的な議論も踏まえて、引き続き健康リスクに関する情報収集をお願いしたいと思っております。よろしく願いいた

します。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。あくまでも要検討項目としてのPFASということでございます。この要検討項目の位置づけ自体、毒性の評価の知見等がまだ足りないようなもので、知見の収集が必要であるという物質でございますので、今、古川委員がご指摘のとおり、引き続き知見の充実を図っていきたいというふうに我々としても考えているところでございます。

【松井委員長】 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

【松井委員長】 名称もこれで皆さん違和感はないでしょうか。前回はいろいろとご意見が出ましたが。

(異議なし)

【松井委員長】 それでは、本件については資料の3-2のとおりで、要検討項目の位置づけについて取りまとめたと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

【松井委員長】 ありがとうございます。

それでは今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

【渡辺補佐】 松井委員長、ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて説明いたします。

本日ご議論いただいた資料3-1の報告案について、本委員会の報告として取りまとめ、部会長の同意を得て、中央環境審議会会長に部会決定として報告を行い、さらに会長の同意が得られれば、環境大臣に答申いただくということになります。その後、答申に基づき、水道法に基づく省令改正を行うことになります。

それでは議題(2)について、鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

【鈴木委員長】 鈴木でございます。では、議題(2)について、司会をさせていただきます。

まず、議題(2)の公共用水域及び地下水におけるPFOS及びPFOAに関する検討について、事務局からご説明をお願いいたします。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 有機フッ素化合物対策室長の吉崎でございます。議題(2)につきましては、お手元の資料2、こちらは先ほど柳田から説明したパブリックコメントの結果ですけれども、別紙2については、人健康の環境基準等の見直しについての意見募集の結果となっております。こちらの資料と、その後、資料4で第7次報告案についてご審議い

ただきたいと考えております。

まず、お手元の資料 2 の別紙 2、17 ページ目に当たりますが、こちらからご説明させていただきたいと思います。

今般、環境側の報告案につきましては、これまでの暫定指針値を指針値とするという形で報告案をまとめまして、水道の水質基準化のパブリックコメントと同じ期間、同時に意見募集を行っております。

いただいたご意見の中には、どちらのご意見かというのが正確には明記されていないものも多くございましたけれども、基本的に共通のものとして理解されるものとして、No. 1、指針値の値 50ng/L という数字について、より厳しくするべきとか、諸外国のものを参照するべきといったご意見が多く寄せられておりました。17 ページ、下ほどのほうには、合計 50ng/L を支持するとか、値を緩めるべきではないと、こうしたご意見もあったところでございます。

さらに 18 ページ目には、ご意見の No. 2 になりますけれども、指針値の設定根拠といたしまして、こちらも水道のほうで先ほどもご紹介したような、TDI に関するご指摘等が多く寄せられていたところでございます。

こちらの No. 1 と No. 2 のご意見に対する考え方につきましては、右側に記載しておりますけれども、基本的に先ほど水道側のほうでご審議いただいた内容を踏襲した記載としております。一点、No. 1 の右側、ご意見に対する考え方のところで、赤字で記載している部分が水道と異なる部分となっております。指針値を今回 50ng/L と設定する案でございますけれども、さらに厳しい値にするべきといったご意見も多くございまして、今回この赤字のとおり、なお、食品安全委員会の評価書の中では、「評価に使用できる情報が現時点では不十分であり、今後の知見の集積により、新たに検討が必要となる可能性はあり得る」としていることから、「引き続き、国内外における毒性評価や目標値等の今後の検討状況等について注視する必要がある、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて見直しを検討することとする」といった文章、こちらは水道の第 1 次報告案の中には記載があった文章でございますが、環境側のほうで報告案の中に記載が漏れていたということで、今後の更なる検討に関して、こうした記載を追記できればというふうに考えております。

続いて No. 3 のほうに飛んで、19 ページになりますが、指針値の考え方として、環境特有のご意見がございました。19 ページの下側になりますけれども、まず、地下水の指針値については、飲み水になり得るということで、水道水質基準の値と合わせるべき。河川や湖の水については、そのまま飲むわけではなく、浄水処理を経て水道水として供給されることから、本来

は、水道水質基準と同等である必要はないが、安心の観点から 50ng/L でもよいと。ただ、環境基準の設定を検討する際には、全国一律にするべきかどうかも含めて検討すべきと、こうしたご意見がございました。その下になります、農畜水産物に蓄積される河川・地下水などの環境中でも P F A S を 0.5ng/L 以下とし、P F A S で汚染された食品の摂取も避けねばならない。こうしたご意見がございました。

右側の、ご意見に対する考え方でございますけれども、今回、第7次報告案の中では、「4. おわりに」として、今後、様々な検討や知見の収集が必要であるということを記載しておりますけれども、その中で②といたしまして、2行目になります、健康リスクの低減に効果的な対策のあり方に関する検討を進める必要があると。ここはまさにいただいたご意見の1点目に関連する部分かと存じます。さらに、③として、水質汚染による食品への影響に関する知見についても把握していく必要があるということで、こちらは左側、ご意見の2番目に該当するところかと存じます。こうした検討や知見の収集・把握が必要であるといは我々も認識しております、引き続き、こうしたことを把握しながら検討していきたいと考えております。

続いて、4番として指針値を合計値とする理由についてご意見をいただいております。一点目でございますけれども、こちらは環境特有のご意見でございました。安全側の観点から、P F O S と P F O A の合計値として 50ng/L とすることが適当とあるが、安全側というだけであれば 4 ng/L という数字を採用する余地もあるということで、安全側の観点というのを一貫させていただきたいといったご意見がございました。ご意見の2番目と3番目については、先ほど水道のほうで掲載していた意見と共通のものでございます。

右側になりますけれども、赤字の部分が報告案で反映したいと考えている部分でございます。ご意見の一点目に関連する部分ですが、水道側では、安全側の観点というのを3行目からの部分で、P F O S、P F O A ともに生殖発生への影響をエンドポイントとしていること、同時に環境中で検出されている例もあることを考慮し、安全側を見て合算とするという記載がございます。こうした安全側の考え方について、環境側の報告案の中では記載が漏れておりましたので、ご意見を踏まえて、その旨を追記したいと考えております。

続いて、No.5 合計値の評価方法について、合計値の算出方法が定められていない場合や、算出方法が異なる場合があるということで、この合計の考え方についてどう考えればいいのかということで、ご意見をいただいております。

こちらについては、右側のご意見に対する考え方におきまして、令和2年に暫定指針値を設定した際の通知の中で、既に測定値の合計によって測定値を求める際には、報告下限値未満の

場合の取扱いをこうするとか、そうした記載を既にしておりますので、その旨をご紹介させていただきます。

続いて、No.6 要監視項目や環境基準といった位置づけについてのご意見もいただいております。まず冒頭、左側の意見の概要の冒頭の四つについては、環境基準に引き上げてほしいというご意見でございます。汚染原因者に指導できるように、環境基準に引き上げてほしい。水道原水の汚染を防ぐために、環境基準に引き上げてほしい。環境基準に格上げし、濃度低減対策を講じてほしい。それから4点目は、指針値を超過している地点が多いため、環境基準にするべきと、こうしたご意見もございました。それに対して、その下でございますけれども、要監視項目として、飲用摂取防止のための取組を進める方針を支持するといったご意見、それから要監視項目として、水道水源や井戸の周辺などのモニタリングを強化するという方針に賛成というご意見、水道水質基準の引き上げと併せて、環境基準に格上げすべきといったご意見もございましたけれども、その下では、必ずしもそれは連動しているわけではないので、また別途の検討が必要と、こうしたご意見もございました。

こちらについては、右側、意見に対する考え方でございますけれども、今般この報告案の中にも記載をしておりますとおり、PFOS及びPFOAは、引き続き、環境中で検出される状況が認められるものの、健康リスクの低減という観点からは、水道水源から蛇口までの一体的なリスク管理という観点から、先ほどご審議いただいた水道水質基準への位置づけとともに、水道水源等での重点的な環境モニタリング、飲用井戸等での検査促進、そして指針値等を超過した場合には飲用摂取防止等の取組を講じていくということで、健康リスクの軽減を図っていくというふうに考えてございます。

その上で、PFOS、PFOAは製造・輸入等は既に原則禁止されているものの、主に過去様々な形で排出されたものが環境中等に残存しているという状況であり、またこの汚染の対応も様々なであるということを踏まえまして、以下①から③に掲げたような知見の収集であるとか検討、こうしたことを進めていく必要があるということで、当面の間、環境中での検出状況のほか、様々な知見の集積を図りつつ、引き続き検討していきたいというふうに、これは報告案の記載を受けた内容としてございます。

その次にNo.7、環境基準の検討などの今後の対応でございます。まず一つ目については、今回の報告案で提案しております暫定の指針値がいつ指針値になるのかという、その時期を明らかにしてほしいということ。それから、環境基準を設定する時期を明らかにしてほしい。規制を強化する可能性があるのか明らかにしてほしい。それから、その下の二つについては、既存

の汚染への対応策についての具体的なスケジュール、あるいは汚染解消に向けたロードマップを公表してほしいと、こうしたご意見がございました。

右側に、ご意見に対する考え方をお示ししておりますけれども、まず今回の暫定指針値を指針値に改定するということにつきましては、必要な手続を経て通知を発出するという形で対応させていただきたいと考えております。それから、要監視項目の位置づけ、あるいは環境基準を設定するのかどうかといったことにつきましては、一つ上のところでご説明したとおり、様々な知見の集積を図りつつ、引き続き、検討する必要があるということをごさしまして、時期等について、なかなか記載することは難しいものの、こうした知見の集積を図っていききたいということで、例えばですけれども、その下にありますように、環境中への流出や拡散等に係る知見については、今も環境研究総合推進費等を活用しながら収集するという事業を進めておりますし、環境中のPFOS等の濃度低減のために効果的・効率的な対策技術に係る知見については、先般、令和6年度補正予算を活用した対策技術の実証事業の公募について開始したところでございまして、こうした事業を通じて、対策技術についての知見を収集していきたいと考えております。

続いて、No.8 環境中での分解に関する知見というところで、こちらについては赤字で記載しているように、報告案の修正を伴う意見と考えております。「4. おわりに」の①というところで、今後収集すべき知見として、環境中の流出や拡散に係る知見のみでなく、分解など環境挙動に関する知見ということを付け加えるというようなご意見をいただいております。

事務局のほうで少し表現を整理させていただきましたが、環境中への流出や環境中での拡散・分解等に係る知見という形で修正をさせていただきたいと考えております。

続いて、No.9、別添1における半減期の記載については、先ほど水道のほうでご審議いただいた内容と同様でございます。

No.10、情報発信については、分かりやすい説明、情報公開をしてほしいなどなどのご意見をいただいております。こちらについては、丁寧なリスクコミュニケーションの実施は重要だと考えておまして、環境省としては、Q&A集、リーフレット、環境省ホームページ等を活用して、引き続き、リスクコミュニケーションなどの取組を進めていきたいと考えております。

その後、No.11 以降は、今回の報告案の内容に関する直接の意見募集の対象ではございませんでしたけれども、いろいろな分野でのご意見をいただいております。

まず、No.11 としては、PFOS、PFOA以外のPFASということで、有機フッ素化合物全体の基準にするべき。全てのPFASについて、企業は対策を取るようにするべき。PF

H x S など、その他の有機フッ素化合物について知見の収集に努めるべき。その下にも、P F H x S 以外の物質についても監視対象とすべきと、こうしたご意見がございました。

右側に意見の考え方を記載しておりますけれども、P F O S、P F O A 以外の P F A S については、直接の意見募集の対象ではございませんが、令和 5 年に公表した今後の対応の方向性において、物質群を大きく二つに分けて対応を進めていくというふうに整理をしてございます。これに基づいて、環境中での存在状況の把握、そして先ほど古川委員からもございましたが、有害性がまだ明らかでない物質ということもございますので、優先的に取り組むべき物質の抽出に資する有害性に関する研究の推進等、知見の収集に努めていきたいと考えてございます。

続いて、No.12 で排出源の調査・対策ということで、高濃度で検出される理由を調査してほしい。汚染源になり得る事業者周辺の汚染状況を調査するべき。各自治体に通知をしてほしい。その下では、ページをまたいで恐縮ですが、汚染源を特定して排出を止めさせるべき等々のご意見をいただいております。

今回の意見募集の対象ではございませんけれども、まず 1 段落目として、令和 6 年 11 月、既に地方自治体に対しては、排出元となり得る施設が立地している地域等々での調査の充実を検討いただきたいという旨、通知を出しているところでございます。また、2 段落目でございますけれども、環境中で指針値を超過する P F O S、P F O A が検出された場合には、P F O S 及び P F O A に関する対応の手引きに基づいて、地域の実情に応じた対応を行う、その中で、飲用摂取防止の徹底、継続調査に加えて、追加調査ということをお示ししております。この中には周辺調査、排出源の特定、そして濃度低減のための措置の検討を含むものでございます。なかなか原因の特定が困難な場合が多いところでございますけれども、こうした手引きに基づいて、地方自治体に対して必要な助言を進めてまいりたいと考えております。

続いて 13 番、環境中の拡散防止ということで、予防原則に基づき、P F A S を環境中に拡散してはいけない物質に指定して、規制をしてほしいというようなご意見もございました。

今回の意見募集の対象ではございませんけれども、P F O S 及び P F O A については、既に国際条約を踏まえて化審法での第一種特定化学物質という形で指定して、製造・輸入等を原則禁止するというような措置を講じておりますし、加えて、健康影響に関する知見の集積、研究など、科学的知見の充実に努めながらも、その結果を待たずに、暫定目標値を設定して環境モニタリングを行って、それを超えた場合の飲用摂取防止に関する助言という形で、予防的な取組方法を踏まえながら、取組を進めているところでございます。引き続き、様々な知見を収集しながら、必要な対応を検討していきたいと考えております。

14 番として、土壤汚染の調査を進めてほしいといったご意見もございました。こちらについても、意見募集の対象ではございませんけれども、土壤中のPFOS等については、地域の実情に応じた知見の集積を進めていくことが望ましいとされておりまして、環境省では令和5年7月に暫定的な測定方法というものを自治体に周知したところでございます。まずはこうしたものを使いながら、土壤中のPFOS、PFOAに関する調査方法等に関する知見を深めていきたいという段階だということで記載しております。

続いて、15 番で廃棄物管理等に関するご意見もございました。具体的に二つの点でございまして、PFAS含有の可能性のある浄水場で発生した汚泥の取扱いについて、それから活性炭でPFASを除去できるとなっているが、その活性炭はどうするのかといったご意見がございました。

右側でございますけれども、こちらも今回の意見募集の対象ではありませんが、1 点目の汚泥については、廃棄物として処理する場合には廃棄物処理法に基づいて適正に処理される必要があるということで、PFOS及びPFOAを含有する廃棄物については、別途、出されております技術的留意事項に沿った適正な処理が求められるということでございます。また、活性炭については、2 段落目に記載をしております。暫定目標値等を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に使った使用済活性炭につきましては、その適切な管理に関して留意すべき点ということで、適切な保管、廃棄物として処理する場合の適正処理、再生を委託する場合の留意事項等について、先月、令和7年3月26日に通知を発出しておりまして、こうした通知に基づいて、汚染拡大の未然防止を図っていきたいというふうに考えております。

そして16 番、健康調査でございます。健康被害の調査をしてほしい、血液検査をしてほしい、健康調査をしてほしい、そうしたご意見がございました。

今回の意見募集の対象ではございませんけれども、PFOS等が原因で起こり得る健康影響として幾つかの事象が指摘されておりますが、こうした健康影響については、既存の統計の活用によって、その地域の傾向を把握することが可能ということで、昨年11月に発出した「対応の手引き」の中にもこうした考え方をお示ししているところでございます。血中濃度と健康影響の関係性については、引き続き、国内外の知見の収集、そして科学的に評価可能な疫学調査や研究を推進するということでございます。

そのほか、17 番、その他の部分は、直接PFASに関連しないものでありますとか、環境省の所掌から大きく離れるようなところのご意見もございましたので、こちらについては関係者にご意見を共有するとともに、施策の参考とさせていただくという形で受けてございます。

最後の 18 番はシステムエラーの関係ということで、先ほど水道のほうでご説明した内容となっております。

すみません、長くなって恐縮ですが、説明は以上でございます。

【鈴木委員長】 それでは、ただいまご説明のありました資料 2 の別紙 2 につきまして、質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

加藤委員、お願いします。

【加藤専門委員】 5 番のコメントの関係になるんですけれども、念のために、合計の仕方というのは混乱を招くこともあるので、明示をしていただけるといいかと思います。こちらは基準項目ではないので、数値の取扱いについては各自治体の取扱い方法によるという流れになるかと思うんですけれども、合計の仕方というのは、ここに記載されているように、一方が報告下限値未満の場合は、その値を使うということでよいでしょうか。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 ご意見ありがとうございます

20 ページの右側に記載をしておりますけれども、既に令和 2 年に通知をした中での内容として、まさにそのいずれか一方が下限値未満の場合には、その下限値未満に代えて、報告下限値の数値を測定値として取り扱うものとするというふうに記載をしておりますけれども、これはあくまでも技術的な助言という形になりますので、地方自治体の皆様にも、その実情に合わせた検討をいただくということかと思います。

いずれにしても、今回、指針値の通知を出す際にも、併せて、こうしたところについても改めて、お示しできればというふうに考えております。

【鈴木委員長】 ほかにいかがでしょうか。どなたか。

松本委員、お願いします。

【松本（津）臨時委員】 主婦連、松本です。水道のほうの委員ですが、発言させていただきます。すみません。

No. 4 の、先ほどのご説明の上の番号ですが、安全側という言葉の話が出ておりました。安全側の観点を一貫させていただきたいという、コメント者の趣旨とは外れるかもしれませんが、私も水道水質の報告書で気になりましたが、「安全側」という言葉の使い方が、何が安全かよく分からないなと思いました。安全側というところで、安心感を押し付けられているような感じがあったんですが、水道基準のほうでは、もっと科学的にというか、はっきりしない言葉はあまり使わないという趣旨で、安全側という言葉をとってしまうというのは、過激な意見かもしれませんが、安全側という言葉の使い方に、もう少しセンシティブに考えていただいたほう

がよいかと思います。

安全という言葉が何を指すのかがはっきりしない中で数字を決めていくような場面では、あまりふさわしくないのかなという印象を持ちました。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。これは事務局が。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。

考え方としては、報告案の中では、それぞれ 50 にするというのも考えられるんですけども、ただ、そうするとPFOSが50、PFOAが50ということで、極端な話、100まで許容するということになるということなんですけれども、ただ、考え方としては合わせて50にするということですので、そういったことからすると、それぞれを50としたところからすると、より厳しい値になっているという意味で、それを安全側を見てというふうに書かせていただいたところでございます。

それを消していいのかというところは、すぐに我々としても判断は難しいんですけども、我々の思いとしては、それぞれが50であるということよりは、より厳しい値であるということで、安全側を見てというふうに記載させていただいたところでございますが、そこについては、対外的に説明する際には、丁寧に説明していきたいというふうには考えております。

【鈴木委員長】 松本先生、いかがでしょうか。

【松本（津）臨時委員】 ありがとうございます。必ずしも言葉による説明を受けながら文章を読むということばかりではないと思います。安全側という言葉がとても誤解を招きやすいので、気を遣いながら使っていただければありがたいなと思います。

ありがとうございました。

【松井委員長】 私もよく考えてみると、懸念としては、恐らく危険側と安全側という二つがあって、そのうちで安全側としたとの誤解があるのではないかと、理解しました。

今回のこの表現というのは、そういった二分法ではなくて、よりリスクの低い方向を見てという意味で記載されているのだと思いますので、そういった意味で誤解がないように、もう少し表現を、例えばより安全側とか、そういった方向で記載を考えたほうがいいのかとも思いました。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。

【松本（真）専門委員】 すみません、今説明いただいた50と50で本来100までいいけれども、50というほうがよっぽど私にとっては分かりやすいんですけど、そういう具体的な内容はあまり入れるべきではなくて、こういう言葉遣いになっているんですか。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 報告案の4ページ目から5ページ目にかけて、計算上は、PFOS、PFOAの基準値をそれぞれ50と設定することも考えられるけど、両方とも生殖活動への影響をエンドポイントとしている。あとは、公共用水域や地下水で同時に検出されているので、合算して安全側を見てというふうになって、長い説明をしていくと、そうなんだなというふうにはあるんだと思うんですけど、多分、松本（津）先生のご指摘は、言葉だけ単純に、安全側とだけ言うと、それが分かりにくいのではないかなということかなというふうには考えております。

だから、何もしないで安全側というところだけ言うと、多分こういうご意見のように、安全側というんだったら、4ng/Lにしろとか、そういうご意見が出てくるのかなということなので、そこはちょっと注意して使っていくということが必要なのだなというふうには理解いたしました。

【鈴木委員長】 審議官、お願いします。

【伯野審議官】 先ほど松井委員長からも御発言があり、また、柳田からも説明いたしましたけど、50足す50イコール100と、50を比較すると「より安全側」という趣旨で安全側と書いています。安全側だけだと、確におっしゃるとおり、安全側とは何ぞやという議論になってしまうのかなと思いました。比較の問題ということであれば、「より」というのをつける方がよいと思いましたので、表現ぶりを検討させていただければと思います。

【鈴木委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林（剛）専門委員】 14番の土壤調査のところなんですが、ご回答ありがとうございます。現在のところ、調査方法としては、PFOS、PFOAとPFHxS、この3物質が測定方法が周知されているところなんですが、先ほどの水道のほうでは要検討項目8物質というのがありますので、ぜひ、今後ほかの物質についても知見を深めていただきたいというか、恐らく要検討項目でこういったようなところは、では土壤はということに必ずなっまってまいりますので、その辺も知見を増やすというようなことも少し入れていただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

小熊先生、お願いします。

【小熊専門委員】 恐れ入ります、東京大学の小熊でございます。

ちょうど投影今いただいているところの 15 番のところで、今回の募集の対象ではないという部分に関する指摘で大変恐縮ですが、使用後の活性炭をどうすればいいかという情報を水道側の担当者にもっと伝わりやすい形で発信することをご検討いただけないでしょうか。環境省のホームページ等で確かにこの資料を拝見できるのですが、基本的には廃棄物関連の情報として公開されているように思われ、今回 P F A S 関連の情報を水道側で発出される際に、ぜひ使用済活性炭の廃棄に関する情報にリンクを貼るなど、すぐに関連情報にアクセスできる形でのご提供を検討いただきたいと思います。

以上でございます。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 環境省、吉崎でございます。

今いただいた活性炭についてのご意見でございますけれども、まず通知の発出に当たっては、環境省からは、都道府県の水質汚濁防止法の所管部局、そして廃棄物の担当部局に発出をしております。あわせて、国土交通省にご協力いただいて、水道事業者等の皆様にもこの情報を伝達していただいているというところでございます。

それから、ホームページについては、廃棄物の分野のみでなく、P F A S のポータルサイトとして、一元的に情報を集約しているページのほうにこの通知を掲載しておりまして、そういう意味では、検索いただくと、すぐにこれが見られる状態になっているのかなと考えております。

ただ、今いただいたご意見も踏まえまして、引き続き、効果的な周知方法については検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

【小熊専門委員】 ありがとうございます。

【鈴木委員長】 いかがでしょうか。

小川委員、お願いします。

【小川臨時委員】 先ほどのお話の、安全側のところに戻りますが、より安全側という言葉でもいいかなと思うのですが、グループ評価などの場合には、保守的なという言葉を使うこともあるということを、一応情報として挙げさせていただきます。より保守的な数値としてとか、より保守的な立場に立ってとかという言い方をすることが、グループ評価ではあるのかなとちょっと思いました。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。WEB の先生は。

松本先生はまだ、WEB で手を挙げておられますでしょうか。松本津奈子先生。

【松本（津）臨時委員】 手を挙げ続けてしまいました。終了です。ありがとうございました。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

もしないようでしたら、私は意見を言う立場ではないかもしれませんが、先ほどの安全側、あるいは保守的という表現について、ここは非常に難しい表現だと思うんですけど、私個人は、安全側が合算したというところの1点にかかっているということをはっきり読めますので、ある種、無制限に安全という、あるいは定義のない安全を言っているわけではないと思いましたので、多少表現の工夫は必要かもしれませんが、大きな問題はなく、保守的あるいは安全側という表現で、それで不明確な使い方ではないと私は思いました。

あとほか、これを拝見して、対策としては実はこの意見募集の対象ではないというところにもご意見をいただいて回答されていますけれども、恐らくご質問された方がこういうところに心配をされるということは、自然なことのような気がしますので、ただ一方で、回答のほうでしっかりと考えていただけるということもありますので、対策についても、ぜひこの回答の範囲のものはもちろんですが、そうでないものについてもしっかりと連携して、対応いただければありがたいかなと思います。

ありがとうございます。

それでは特にないようですので、次に進ませていただきます。

資料4について、事務局からご説明をお願いいたします。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 ありがとうございます。

先ほどの議題の中で、小林先生から土壌の調査についてのご意見をいただいて、レスポンスできていなかったのも、一つ前の議題に戻って恐縮ですが、PFOS、PFOA、PFHxSさせ以外の土壌中の測定方法についての言及がございました。現在、水道水のほうで要検討項目としてご議論いただいている8物質について、先ほど水道のほうではそうしたご議論いただいておりますけれども、環境のほうで、No.11で、引き続き環境中の存在状況の把握、その他のPFASについて進めていくということは記載しております。その中で、水については、まだなかなか分析法がしっかりとできていないというところもあって、引き続きそうした分析法の開発ということは進めていきたいと思っておりますけれども、その一環として、土壌についても読めている形なのかなというふうに考えています。

【小林（剛）専門委員】 ありがとうございます。そういう意味では、14番の回答のほうにもその文章を加えていただけると、質問に対して対応しているかなと思います。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 承知いたしました。ありがとうございます。

それからそれからもう一つだけ、大変失礼いたしました。参考資料2と3のご紹介も、簡単ではございますけれども、させていただければと思います。

先ほどの意見募集、パブリックコメントの実施結果の中で、環境中でまだ検出されている状況があるとか、それから対策技術に関するご説明を環境省側からしている部分もございました。参考資料2として、本日の記者発表資料として、令和5年度の公共用水域地下水でのPFOS、PFOA等を含む水質の測定結果について発表させていただいております、その中で、PFOS、PFOAの令和5年度の検出状況についてもご紹介させていただいております。

それから、参考資料3が、先ほどの資料の説明の中でございましたけれども、対策技術の実証事業の公募ということで、今週月曜日に公募を開始したという旨のプレスリリースもしておりますので、こちらをご参照いただければと存じます。

差し支えなければこのまま資料4のほうのご報告案のほうに移らせていただきます。

説明が前後して恐縮でございます。資料4について、第7次の報告案ということで、環境側の報告案の修正点は全部で4か所提示しております。

まず2ページ目、黄色でハイライトしている部分でございますけれども、指針値の導出根拠として、先ほどもご議論いただいた安全側に関する部分で、ともに生殖発生への影響をエンドポイントとしている。同時に環境中で検出されている例もあるということを、安全側の観点から合計値とする根拠ということで記載をしております。

安全側の観点という表現については、先ほどのご議論を踏まえて、よりよい表現がないか、もう少し考えたいと思います。

それから次のページ、3ページの「4. おわりに」のところですが、1段落目の中で、今後の必要に応じて見直しを検討するというような表現、これは水道側の報告案にある内容でございますけれども、そうしたものをこちらにも反映してございます。

それから、3段落目の黄色でハイライトした部分、こちらは環境中での流出・拡散のみでなく、分解に関する知見ということも意見の中でございましたので、それを反映する修正でございます。

最後に5ページ目、別添の付表という形で、これは水道側と共通でございますけれども、分解性に関する情報、表を掲載しております、この中で半減期についても触れているということでございます。

資料4の説明は以上でございます。

【鈴木委員長】 それでは、ただいまご説明のありました資料4につきまして、ご質問、ご意

見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

加藤先生、お願いします。

【加藤専門委員】 内容についての質問ではないんですけれども、言葉の使い方でご確認いただきたいんですが、こちらの基準の見直し案の中で、PFOSとPFOAの合計値という言葉があるんですけれども、水道のほうの見直し案は合算値で統一されているので、使い分けをされていていっしょらなければ、揃えたほうがいいのかと。恐らく合計と合算で少しニュアンスが異なる受け取りもあるかと思います。難しいところかと思うんですけれども。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 ありがとうございます。第5次の答申の中で合計値という記載をしております、環境側はこれを踏襲して合計値というふうにしております。水道側のほうは合算値というのを踏襲されているので、それぞれ、こういう表現になっていたということと、あとは目標値か指針値かというところも、環境と水道でそれぞれちょっと違う使い方をしていました。

合計値と合算値の使い分けが本当に必要かどうかというところについては、もう一度経緯を確認したいと思います。

【鈴木委員長】 それはご検討いただくと。合同委員会になって初めてのご指摘かもしれないので、いいことかもしれません。

ほかはいかがでしょう。WEBの先生はよろしいでしょうか。

(なし)

【鈴木委員長】 もし特にないようでしたら、では特段、今のご指摘は、合算、合計というのはございますので、これは事務局でペンディングを入れていただきまして、本質的に意味が違うということはないような気がしますので、誤解のないように、違うというふうに取りられないように修正していただければと思います。

そうしますと、資料4の内容につきましてはこの形で、本委員会の報告として取りまとめることでよいかと思いましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【柳田水道水質・衛生管理室長】 安全側のところはもう少し。

【鈴木委員長】 合算のところだけ。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 合算と安全側のところは、またご相談させていただければと思います。

【鈴木委員長】 水道のほうとも合わせてかもしれませんが、内容に関わるところの、恐らく

意図としては内容に関わる変更ではないというか、誤解がないようにというふうな意味かと思いました。

もしよろしければ、資料４のとおり、合算、合計のところは一応課題ではあります。字句がもしかしたら変わるかもしれない、あるいは修正か、説明がつくかもしれないというくらいで、ご了承いただいたということにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【渡辺補佐】 鈴木委員長ありがとうございました。

本日ご議論いただいた資料４の報告案につきましては、資料３－１の手の続の進展状況を踏まえながら、部会長の同意を得て、中央環境審議会会長に部会決定として報告を行い、さらに会長の同意が得られれば、環境大臣に答申いただくということになります。

答申を踏まえ、必要な手続を行ってまいります。

以上でございます。

【鈴木委員長】 ということでございますが、質問はないと思いますけれども、では、進めていただくようお願いいたします。

では、これをもって本日の議事は全て終了しました。事務局に進行をお返しいたします。

【渡辺補佐】 本日は、委員の皆様には、長時間にわたり活発なご審議をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、後日、委員の皆様にお送りいたします。ご確認いただいた後、公表となりますので、ご承知おきください。

それでは以上をもって、本合同小委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前１１時３７分閉会